

サービス利用規約

日本ハイマーク株式会社（以下「当社」という。）は、以下に定めるサービス利用規約（以下「本規約」という。）と、別紙に定めるサービス基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）に基づき、当社と本規約を締結した者（以下「契約者」という。）に対して当該サービスを提供するものとする。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用する。

1. 「本サービス」とは、本規約及び基本仕様書に基づき当社が契約者に提供するサービスをいう。
2. 「本サービス用設備」とは、本サービスを契約者に提供するために当社が設置し、利用契約に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備、ネットワーク設備及びそれらの上で稼動するソフトウェアをいう。
3. 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを契約者に提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。
4. 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
5. 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
6. 認定利用者 当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
7. 契約者等 契約者及び認定利用者

第2条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第3条 （利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第2章 利用契約

第4条 （利用契約の成立及び変更）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、本規約及び基本仕様書の内容を承諾した上で、当社指定の申込書の当社への提出もしくは、当社製品サービス販売 Web サイトにて発注手続きをとり、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。当社は申込書もしくは発注情報を受領した時点で、利用申込者が本規約及び基本仕様書の内容を承諾しているものとみなす。
2. 契約者は、基本仕様書に定められた範囲内で利用契約の内容の変更を申し出ることができる。利用契約の変更は、契約者が当社指定の申込書もしくは電子メールに必要事項を記入して当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。
3. 前各項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、当社は前各項の申込みを承諾しないことができる。
 - ① 利用申込者又は契約者が当社所定の申込み手続きに従わない場合
 - ② 利用申込者又は契約者が過去に当社との契約に違反した事実がある場合
 - ③ 本サービスの提供又は利用契約の変更により、業務上若しくは技術上の問題が生じる又は生じるおそれのある場合
 - ④ 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - ⑤ 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - ⑥ その他当社が不適当と判断した場合

第5条 （認定利用者による利用）

契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき、一切の責任を負うものとします。

第6条 （通知義務）

1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により事前に当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第7条（利用開始日）

1. 本サービスの利用開始日は、契約者が発注後、本サービスで使用する通信端末を本サービスに登録した日とし、当社から契約者へ通知する。

2. 当社は、本サービスの利用開始日までに、第4条第1項の規定によって提出された申込書の内容に従い、契約者が本サービスを利用するために必要な情報を設定し、契約者にその内容を通知するものとする。

第8条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、第6条に定める利用開始日をもって開始し、利用契約に定めた利用期間の満了日をもって終了する。なお、基本仕様書に最短利用期間が規定されているサービスについては、本サービスの利用期間は当該最短利用期間以上の期間となるよう利用契約に定められる。

2. 前項の定めにかかわらず、基本仕様書において本サービスの利用期間の延長について規定されている場合は、当該規定に基づき延長された期間の満了日をもって、本サービスの利用期間が終了する。

第9条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、当社がサービスの種類に応じて基本仕様書にて定める期限までに、書面により当社に通知することにより、利用契約を解約することができる。

2. 前項により利用契約が解約される場合、当社は基本仕様書の定めに従いサービス解約日を決定し契約者へ通知する。

3. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第3章 本サービスの変更・停止・終了

第10条（本サービスの変更）

1. 当社は、本サービスの仕様又は内容を随時変更することができるものとする。当該変更が行われた時点で、当該変更後の本サービスの仕様及び内容について契約者は同意したも

のとする。

2. 当社は、前項の変更がなされる場合には、変更予定日の30日以上前に当該変更後の本サービスの仕様及び内容を Web サイトおよび email 等の手段を通じて契約者に通知するものとする。

第11条（本サービス利用の一時的な制限・停止）

1. 当社は、天災地変、電力の不安定、一般公衆回線に生じた事故、火災その他やむを得ない事情のあるときは、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に制限又は停止することができる。

2. 当社は、契約者が本サービスを利用中に、本サービス用設備等に過大な負荷を生じさせる行為をした場合は、本サービスの提供を一時的に制限又は停止することができる。

第12条（保守等による本サービスの一時的な停止）

当社は、サーバの保守・管理・修繕、ソフトウェアのバージョンアップ、その他合理的な事由のあるときは、本サービスの提供を一時的に停止することができる。

第13条（契約者の責めに帰すべき事由による本サービスの停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができる。

（1） 第5章（利用料金）で規定された本サービスの利用の対価、及び延滞金を、支払期日が経過しても支払わない場合

（2） 第31条各号に定める禁止行為に該当する行為又はこれらの禁止行為に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

（3） 第42条各項のいずれかに該当する場合

（4） 本サービスの申込に当たって契約者が虚偽の事項を記載したことが判明した場合

（5） 前各号に掲げる事項の他、本規約ならびに本規約に基づく利用契約及びその他の契約の規定に違反する行為をした場合、又は当社の営業活動、当社の業務遂行若しくは当社の電気通信設備に影響を及ぼした場合、若しくはこれらの事項に影響を及ぼすおそれのある行為をした場合

第14条（本サービスの終了）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を終了するものとし、終了日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

（1） 終了日の90日前までに契約者に通知した場合

（2） 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第4章 サービス

第15条 (本サービスの種類と内容)

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、基本仕様書に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第34条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

(1) 契約者のソフトウェア及びハードウェアおよびインターネット通信環境に関する問い合わせ並びに障害対応等

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第16条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第17条 (データの保存、保持期限)

1. 本サービスの利用により蓄積されたデータについて、契約者は自らの責任で、同等のデータをバックアップとして保存しておくものとします。

2. 本サービスの利用により蓄積されたデータの保存期間は、基本仕様書に定めるとおりとします。(保存期間以前のデータは自動的に削除されます)

3. 契約者の解約申請の受理後、契約者のデータはすべて破棄されるものとします。

第18条 (データの所有権)

1. 契約者が本サービスを利用することにより生成されたデータの所有権は、契約者に帰属するものとします。

2. 契約者は、当社に対し、当社の行うサービスの開発、運営、改善等の目的の為に、前項のデータを利用した派生物の作成、配布を行う権利を許諾するものとします。

3. 当社は、前項に基づき契約者のデータを使用等するにあたり、契約者の秘密情報及び

個人情報に十分配慮するものとします。

4. 第2項に基づき当社に許諾された権利は、契約者が本サービスの利用を終了した後も有効に存続するものとします。

第19条（利用契約外のサービス）

契約者は、基本仕様書に定める本サービス以外のサービスの提供を受けることを希望する場合には、当社にその旨を通知するものとする。この場合、当社は自らの裁量により当該サービスの提供の可否を決定できるものとし、当社が当該サービスを提供する決定を行った場合には、当社と契約者が協議の上、その提供条件及び対価につき定めた契約を別途締結するものとする。

第20条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要な業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとする。この場合、当社は当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、当社が契約者に対して負うべき本規約所定の義務と同等の義務を負わせるものとする。なお当社が再委託を行った場合でも、当社は本規約に基づく履行義務を免れることはできないものとする。

第5章 利用料金

第21条（利用料金）

1. 契約者が本サービスの利用の対価として当社に支払うべき月額利用料金その他の料金（以下「対価」という。）は、本規約又は基本仕様書等に定めるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービス提供にかかる費用の上昇その他やむを得ない事情があるときは、契約者に対し60日以上前に通知することによって、月額利用料金を変更することができるものとし、契約者はこれに同意するものとする。

第22条（支払方法）

1. 契約者は、第21条に定めた対価を、クレジットカード決済、銀行振り込み等、当社の指定する方法にて支払うものとする。
2. 前項にかかる消費税相当額及びクレジットカード手数料、振込手数料は契約者の負担とする。
3. 契約者と金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条 （遅延利息）

1. 契約者が第21条に定める対価の支払いを滞らせた場合には、契約者は、支払期日の翌日より完済日までの期間に対して年14.6%の割合の延滞金を加算して支払うものとする。

第24条 （利用料金の不返還）

契約者は、当社に対し、既に支払った対価、初期費用および、一括払いの年額サービス利用料その他一切の金銭の返還を求めることができない。但し、本規約又は基本仕様書に別段の定めのある場合はこの限りではない。

第25条 （利用期間内の解約及び解除の場合の利用料金の取扱い）

1. 契約者が第9条に基づいて利用契約を利用期間内に解約した場合又は契約者が第41条の解除事由に該当したことにより利用契約が解除された場合は、契約者は、解約・解除日以降より利用期間満了日までの残余の期間に対応する対価を、当社が定める期日までに支払うものとする。

2. 前項における対価の支払い時期及び支払い方法については、第21条、第22条の定めを準用するものとする。

第6章 契約者の義務

第26条 （自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとし、

第27条 （利用責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第4条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連

絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

第28条 （本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備を所定の通信環境に接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定める本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第29条 （ユーザID及びパスワード）

1. 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第30条 （バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを別途有償サービスとして提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第31条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 第4条第1項に従い届け出た内容に反して本サービスを利用すること。
- ② 当社から貸与されるマニュアルに反するなど、作為又は不作為により、当社の指示に従わないこと。
- ③ 本サービスを構成するソフトウェアやマニュアルなどの複製、翻案等を行うなど、本サービスに関して当社又は第三者の有する著作権、商標権その他の権利（知的財産権に限られない）を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること。
- ④ 当社による本サービスの提供又は契約者以外の者による本サービスの利用を妨害し又は妨害するおそれのある行為をすること。
- ⑤ 当社又は第三者への誹謗、中傷をすること。
- ⑥ 当社又は第三者に不利益を与える行為をすること。
- ⑦ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又は、これを勧誘する行為をすること。
- ⑧ 不適切な内容を含むコンテンツ、又は法令を遵守していないコンテンツを、公然と表示、第三者に送付、又は第三者と共有すること。
- ⑨ 選挙運動若しくはこれに類する行為、又は公職選挙法に違反する行為をすること。
- ⑩ 広告、宣伝又は勧誘等売名に関する行為をすること。
- ⑪ 公序良俗に反する行為をすること。
- ⑫ 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為をすること。
- ⑬ 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ等にリンクを張ること。
- ⑭ 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさしめ、又は、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら、適切な措置を講じることなく放置すること。

第32条（当社に対する報告、当社による調査）

1. 当社は、契約者に対し、必要に応じて、法令等の遵守状況、その他当社が本サービスの運営において合理的に必要とする事項についての報告を求めることができるものとし、契約者は、すみやかに、当社の求めに応じ報告するものとする。
2. 当社は、契約者の本サービスの利用状況を確認するために、契約者の立会のもと、契約者の事業所内に立ち入り、端末機器、回線接続環境等を実査することができ、契約者はこれに協力するものとする。この場合、当社は事前に調査日、調査内容、調査の方法を通知する。
3. 当社は、前項の立ち入り調査に、当社の指定する技術者等の専門家を立ち会わせることができ、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとする。

第33条（認定利用者の遵守事項等）

1. 第5条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サー

ビスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

(1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。

(2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。

(3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

(4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第20条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

(5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第34条 （認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

1. 第5条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から30日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

(1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること

(2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第7章 当社の義務

第35条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、契約者に対して本サービスを円滑に提供できるよう、管理者の注意をもって本サービス用設備の維持管理を行う。

第36条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備の復旧・修理を行う。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者にその復旧・修理を指示する。
4. 前各項の他、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方にその旨を通知し、両者協議の上各自の行うべき対応措置を決定し、対応を実施するものとする。

第8章 秘密情報等の取り扱い

第37条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- （1）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - （2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - （4）利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - （5）本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、

関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第20条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第38条 （個人情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第9章 その他一般規定

第39条 （第三者による利用）

1. 契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービス

の一部又は全部を利用させることはできない。但し、サービスの種類に応じて基本仕様書に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2. 契約者は、前項但し書きに基づき第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならない。

3. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第6章に定める契約者の義務を遵守させなければならない、当該第三者がこの義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなす。

4. 第2項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、当該第三者より損害賠償の請求等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとする。

5. 前項に係らず、契約者が本サービスを利用させた第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、契約者は、当該請求への対応のために要した一切の費用（弁護士費用、第三者への支払額を含むが、これらに限らない）を当社に支払うものとする。

第40条（契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約上及び利用契約上の契約者の地位、ならびに本規約及び利用契約に基づき発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡（法人の合併又は分割等により承継する場合を含む）、再使用許諾、又は担保設定することができない。

第41条（解除）

1. 契約者及び当社は、相手方に次の各号に定める事由の一が生じたときは、何等の催告を要せずして利用契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 重大な過失又は背信行為があった場合

（2） 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

（3） 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

（4） 公租公課の滞納処分を受けた場合

（5） 監督官庁より営業停止処分、その他許認可・登録等の取消し処分を受けた場合

（6） 主要株主の異動、合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編等により、会社の支配に重要な変更があった場合又はそのおそれがある場合

（7） 次条の定めに違反又は虚偽の報告を行った場合

（8） その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2. 契約者又は当社は、相手方が本規約及び利用契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、利用契約の全部又

は一部を解除することができる。

3. 契約者又は当社は、自己に第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、又は前項の債務不履行を是正しない場合、利用契約が解除されたか否かを問わず、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとする。また、前各項に基づき利用契約の全部又は一部が解除された場合であっても、契約者又は当社は、前各項に基づく解除権を行使した相手方に対して損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

4. 契約者は、自己に第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社に対し直ちに書面により通知しなければならないものとする。

第42条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自らが次の各号に定めるいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証する。

（1） その役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれかに該当すること

（2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であること

（3） 自ら又はその役員等が、反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係にあること

（4） 自ら又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること

（5） 自ら又はその役員等が、本サービスの提供において、反社会的勢力と知りながら本サービスの全部又は一部を提供させていること

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証する。

（1） 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為

（2） 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（3） 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

（4） その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当社は、相手方が前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとする。

第43条（利用契約終了後の措置）

1. 契約者は、利用契約が理由の如何を問わず終了したときは、本サービスに関する情報の記録された書面（マニュアルを含む）その他の記録媒体を返還すると共に、本サービスに

関して提供されたソフトウェア等を契約者の端末機器から完全に消去するものとする。

2. 当社は、利用契約が終了したときは、第9条第2項に定めるサービス解約日を経過後は、本サービス用設備に登録されているデータ等はすべて当社の責任において削除するものとする。

第44条（損害賠償）

契約者及び当社は、本規約若しくは利用契約に故意又は過失により違反し、これによって相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対し、損害賠償責任を負担する。但し、本規約に別途定めのある場合は、この限りではない。

第45条（当社の損害賠償責任の制限）

1. 当社が、契約者に対し、本規約及び利用契約に起因又は関連して負担すべき損害賠償責任の範囲は、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、当社の責に帰すべき事由により、直接かつ通常の結果として契約者が現実には被った損害に限られ、逸失利益を含まないものとする。

2. 前項の損害賠償の額は、損害発生の直接の原因となった本サービスにかかわる月額利用料金の1ヶ月分を上限とする。

3. 契約者は、損害の発生原因が生じた日から1年以内に前項の損害賠償の請求を行わなければ、その請求権を行使することはできないものとする。

4. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第46条（当社の免責事項）

1. 当社は、以下の各号の場合には、契約者に対し一切の義務及び責任を負担せず、また以下の各号に定める事由に起因又は関連して契約者に生じた損害については、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、賠償責任を負担しない。

① 契約者が本規約又は利用契約の条項のいずれか1つにでも違反した場合。

② 契約者の管理すべきハードウェア（センサー端末機器及び回線接続環境を含む。以下、本条において同じ）又はソフトウェアに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が存する場合。

③ 契約者の管理すべきハードウェア又はソフトウェアと本サービスとの相性の悪さ、互換性の欠如・不足、データ形式の相違等に起因又は関連して、契約者の管理すべきハードウェア若しくはソフトウェア又は本サービスに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が発

生した場合。

- ④ 当社が別途契約者に対して開示又は説明した本サービスの免責事項、制限事項、注意事項等に該当する事由又は禁止事項等に違反する事由の存在する場合。
- ⑤ 契約者が第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合。
- ⑥ 前各号の他（前各号の場合は契約者の責めに帰すべき事由が存しない場合を含む）、契約者の責めに帰すべき事由が存する場合。
- ⑦ 登録電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダの通信回線、通信サービスの不通・不良等、電力会社による電力の供給停止・不安定等、社会基盤（インフラ）の不良・不具合、契約者と当社の契約するインターネット接続プロバイダとの間の通信回線の不通・不良等の存する場合。
- ⑧ 第三者の不法行為又は債務不履行が存する場合。（当社の再委託先を除く）
- ⑨ 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻その他一切の天災地変の存する場合。
- ⑩ 戦争、内乱、クーデター、テロリズムの存する場合又はコンピュータウイルスによる場合（当社が当時の技術水準において当該コンピュータウイルスを排除することが容易であった場合を除く）。
- ⑪ 上記⑦～⑩号の他、当社の責めに帰することができない事由が存する場合。

2. 前項により当社が契約者に対して免責される場合において、当社が免責される原因と同一の原因によって、当社が第三者に対し損害賠償請求権その他の権利を取得するときは、当社は契約者に対し、当社が免責された範囲内で、当該第三者から賠償を受けた金額を限度としてその損害を補償する。

第47条（準拠法）

本規約及び本サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第48条（合意管轄）

本規約及び利用契約に関する一切の紛争（調停を含む）については、大津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第49条（協議等）

- 1. 本規約に定めなき事項、又は、本規約の解釈に疑義を生じた事項については、契約者と当社は、誠意をもって協議し解決する。
- 2. 本規約のいずれかの条項が無効、違法又は法的強制力がないとされたときは、無効、違法又は法的強制力がないとされた当該規定は法律要件に合致させるために必要な限度に限り削除され制限されるものとし、本規約の他の条項の有効性、強制力には何らの影響を与えないものとする。

付則

初版 制定 2018 年 10 月 1 日

第 2 版 2018 年 10 月 15 日

第 3 版 2018 年 10 月 25 日